

・住民意見聴取の実施について

海岸法の規定により、必要に応じ住民意見を聴取し反映することとされている。

海岸法第二条の三

5 関係海岸管理者は、前項の案（**海岸保全基本計画案**）を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等**関係住民の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

・パブリックコメントとは

パブリックコメント制度（**意見公募手続制度**）について 国等の行政機関は、政策を実施していくうえで、さまざまな政令や省令などを定めます。これら政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続が、パブリックコメント制度（意見公募手続）です。

・今回の実施予定

案件名	島根県海岸保全基本計画改訂（案）について		
意見募集期間	9月下旬から1ヶ月（ 本委員会議事に応じ修正・承認後 ）		
実施部局	農林水産部 漁港漁場整備課		
公表方法 （実施要綱 第5）	必	県ホームページへの掲載	9月下旬 up 予定
		県政情報センター、県政情報コーナーにおける閲覧	に併せ閲覧
	須	報道機関への発表	に併せ発表
		新聞による広報	10/20 掲載予定
		しまねwebモニターへのメール送信	に併せ送信
必要に応じ、テレビ・ラジオ等による広報、アンケート、意見交換会等を実施（ 今回は予定なし ）			

・パブリックコメントの意見反映

パブリックコメントによる住民意見を整理。

対応方針について、必要に応じ委員の皆様のご意見を伺いながら決定する。

住民意見対応の周知については、**改訂海岸保全基本計画の周知と共**に行う。

「〇〇計画」に関する意見募集について

島根県では、〇〇のため、〇〇に基づき、「計画」を策定します。
この計画案について、広く県民の皆さまからの意見を募集します。

意見募集の対象

「計画」案（pdfファイルを添付する場合もある。）

意見の募集期間

平成〇年〇月〇日（曜日）から平成〇年〇月〇日（曜日）まで（必着）

意見の提出方法

ご意見は、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法でお送りください。
電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

- 郵送（郵便番号、所在地、担当課名）
- ファクシミリ（番号）
- 電子メール（Eメールアドレス）

ご意見の反映・個人情報の取り扱い

- お寄せいただいたご意見は、最終的な決定における参考とさせていただきます。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。
- 意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。

意見募集に関するお問い合わせ先

島根県〇〇部〇〇課〇〇グループ
電話0852-〇〇-〇〇〇〇

県政情報センター・コーナー 窓口一覧

窓口名	所在地	電話番号 (☎) FAX番号 (FAX)
県政情報センター (総務部総務課 情報公開・文書グループ)	〒690-8501 松江市殿町1 島根県庁第3分庁舎1F	☎ 0852-22-6139 (6196) FAX 0852-22-6140
松江地区県政情報コーナー (東部県民センター)	〒690-8551 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎2F	☎ 0852-32-5605 (5609) FAX 0852-32-5633
雲南地区県政情報コーナー (東部県民センター雲南事務所)	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎1F	☎ 0854-42-9505 (9501) FAX 0854-42-9649
出雲地区県政情報コーナー (東部県民センター出雲事務所)	〒693-8511 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎2F	☎ 0853-30-5510 (5509) FAX 0853-30-5516
県央地区県政情報コーナー (西部県民センター県央事務所)	〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4 あすてらす2F	☎ 0854-84-9572 (9571) FAX 0854-84-9578
浜田地区県政情報コーナー (西部県民センター)	〒697-0041 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎1F	☎ 0855-29-5506 (5505) FAX 0855-29-5524
益田地区県政情報コーナー (西部県民センター益田事務所)	〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2F	☎ 0856-31-9522 (9505) FAX 0856-31-9525
隠岐地区県政情報コーナー (隠岐支庁県民局)	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎3F	☎ 08512-2-9625 (9620) FAX 08512-2-9626

島根県広報

9月8日 毎週木曜日掲載

週刊県民だより

お知らせを中心とした情報を掲載しています。

県のホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp>

催し しまね私学文化フェスティバル

県内の私立高等学校生による文化フェスティバルを開催します。それぞれの学校の特色を生かした文化活動をご覧ください！

日時／9月17日(土) 午後0時半～4時半
会場／グラントワ 大ホール(益田市)

- 内容／◆ステージ部門 午後1時半～4時(午後1時開場)
- ・第1部 吹奏楽、演技(幼稚園)、演劇、神楽
 - ・第2部 ハンドベル、放送制作、弁論、吹奏楽、合同演奏
- ◆展示部門 午後0時半～4時半
- ・放送制作、陶芸、写真、美術、書道、華道
- ◆お茶席 午後0時半～4時半
- ◆学校紹介コーナー 午後0時半～4時半

入場料／無料
明誠高等学校 ☎0856-22-1052
島根県私立中学高等学校連盟 ☎0852-23-5548

案内 老人の日・老人週間施設無料開放

期間／9月15日(木)～21日(水)
対象者／年内に65歳以上になる方 ※県内外不問(昭和26年12月31日以前に生まれた方)
施設／①県立美術館(松江市) ②八雲立つ風土記の丘(松江市) ③しまね花の郷(出雲市) ④古代出雲歴史博物館(出雲市) ⑤ゴビウス(出雲市) ⑥サヒメル・三瓶小豆原埋没林公園(大田市) ⑦アクアス(浜田市、江津市) ⑧県立石見美術館(益田市) ※20日(火)休館の施設があります。
手続／入館時に年齢の確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)を提示
☎県高齢者福祉課 ☎0852-22-6522

案内 しまね長寿の住まいリフォーム助成事業 リフォーム工事に最大40万円助成!!

既存の一戸建住宅をバリアフリー化するリフォーム工事費の一部を助成します。
募集期間／平成29年2月15日(木)まで ※8月末現在 受付可能件数250件
補助金額／工事費の23%以内の額で一戸当たり上限40万円(浴室25万円など、部位ごとに補助上限額を設定)
助成対象条件／・65歳以上の高齢者もしくは身体障がい者と同居、または55歳以上の世帯主が居住する住宅
・平成29年3月15日(木)までに完了する工事
・改修後、住宅が一定の「整備基準」に適合すること ほか
☎(一財)島根県建築住宅センター ☎0852-26-4577

案内 県教育職員(実習助手)採用試験

募集職種／・実習助手(一般・工業・水産) 若干名
・実習助手(一般・工業・水産) 障がいのある方若干名
試験日／10月22日(土)・23日(日)
試験会場／島根県教育センター(松江市) 他
出願期間／9月23日(金)～10月5日(水)当日消印有効 ※持参による受付は平日午前9時～午後5時
☎県学校企画課 ☎0852-22-5763

案内 採石業務管理者試験

日時／10月14日(金) 午前10時～正午(120分)
会場／あすてらす(大田市)
試験科目／①岩石の採取に関する法令事項 ②岩石の採取に関する技術的な事項
受験手数料／8000円(島根県収入証紙)
願書受付期間／9月1日(木)～16日(金) 午後5時15分まで 当日消印有効
願書請求先／県河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各(土木)事業所、一般社団法人島根県採石協会、一般社団法人島根県東部地区採石業協会
願書提出先／県河川課
☎県河川課 ☎0852-22-6783

パブリックコメント ご意見を募集します

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)」第8条に基づき、家畜排せつ物の利用促進を図るための島根県計画の策定を進めています。
つきましては、計画案について、県民の皆様のご意見を募集します。

☎県畜産課 ☎0852-22-5136

募集 平成29年度 高等技術校入校生

東部高等技術校(出雲市)と西部高等技術校(益田市)で平成29年度の入校生を募集します。



募集科／【東部】
美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Webデザイン科、建築科、ハウスアート科、介護サービス科(障がい者訓練)
【西部】
OAシステム科、建築科、機械加工・溶接科、事務ワーク科、総合実務科(障がい者訓練)
日程／・入校願書受付 10月3日(月)～28日(金)
・入校検定日 11月11日(金)
・合格発表日 11月22日(火)
選抜方法／学力検査(国語・数学)、面接 ※事務ワーク科、総合実務科は日程が異なりますのでお問い合わせください。
☎県東部高等技術校 ☎0853-28-2733
☎県西部高等技術校 ☎0856-22-2450

募集期間／10月7日(金)まで
募集方法／郵 送：〒690-8501 松江市殿町1番地 県農林水産部畜産課あて
FAX：0852-22-6043
メール：chikusan@pref.shimane.lg.jp
※この計画案は、県畜産課、県政情報センター、各県政情報コーナーのほか、下記のホームページでご覧いただけます。

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/chikusanka/>

新聞掲載の例

政策への県民参加制度(パブリックコメント)実施要綱

(平成15年3月19日制定)

(平成16年4月1日改正)

(平成17年1月1日改正)

(平成19年4月1日改正)

第1 目的

この要綱は、政策への県民参加制度（パブリックコメント）に関して必要な事項を定めることにより、県民の多様な意見を反映させた政策形成の質的な向上を図るとともに、開かれた県政を実現することを目的とします。

第2 定義

この要綱において「政策への県民参加制度（パブリックコメント）」とは、県が第4の計画等を策定するとき、その案が公表できる程度に具体化した段階で県民に公表し、意見を聴く一連の手続きをいいます。

第3 実施機関

この制度の実施機関は、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁業管理委員会とします。

第4 対象となる計画等

この制度の対象となる計画等は、次のとおりです。

- (1) 各実施機関の政策や施策に関する計画
 - (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）
 - (3) その他実施機関が必要と認めるもの
- ただし、次の計画等については、この制度の対象としないことができます。
- (1) 法令若しくは条例で別に手続きなどが定められている計画等
 - (2) 審議会等がこの要綱に準じた手続きで策定した答申等に基づき、実施機関が策定する計画等
 - (3) この制度とは別に、アンケート調査など県民の意見を反映する適切な方策を講じて策定する計画等
 - (4) 県の内部計画等、性質上この制度に適さないもの
 - (5) 迅速性、緊急性を要するもの
 - (6) 計画等の内容が軽微なもの

第5 計画等の案の公表

実施機関は、次の方法により、決定前の計画等の案（公表方法等によって は内容を要約したもの）を公表します。この場合、(1)から(5)までについては必ず行うこととします。

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 県政情報センター、県政情報コーナーにおける閲覧
- (3) 報道機関への発表
- (4) 新聞による広報
- (5) しまねwebモニターへのメール送信
- (6) 県広報テレビ番組、テレビ、ラジオスポットによる広報

- (7) 説明会、意見交換会等の開催
- (8) アンケートの実施
- (9) その他実施機関が必要と認める方法

また、公表に際しては、計画等を策定する趣旨、目的、背景等、必要資料を県民に分かりやすく公表するよう努めます。

第6 意見の募集

実施機関は、意見を募集するに当たり、次のことを明らかにします。

- (1) 意見の募集期間
原則として、1月以上とします。
- (2) 提出方法
郵送、FAX、電話、電子メール等の具体的方法を明記します。

なお、意見の提出に当たっては、必要に応じ氏名又は団体名、住所、電話番号及びメールアドレス（電子メールによる提出の場合のみ）の記載を求めることができることとします。

第7 決定した計画等と意見の公表

実施機関は、寄せられた県民の意見を考慮して、計画等を最終的に決定し、次の事項について公表します。その方法は、第5と同様とし、県ホームページへの掲載は必ず行うこととします。

- (1) 決定した計画等の内容
- (2) 寄せられた意見の内容
- (3) 意見に対する県の考え方

ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。

第8 施行期日

この要綱は、平成15年4月1日から施行します。

なお、この要綱の施行の際、すでに策定作業が進行している計画等についても、対象とします。